

保険契約者代理特約のご説明

1 保険契約者代理特約とは

本特約は、契約者がご契約に関するお手続きを行うことができない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した「保険契約者代理人」が契約者に代わってお手続きを行うことができる特約です。

たとえば

- けがや病気で意識がなく、お手続きができない
- お手続きを行う意思表示ができない



本特約は追加の保険料は必要ありません。

2 保険契約者代理人に指定できる方

本特約を付加する際に、保険契約者代理人をつぎの中から1名ご指定ください。

- ①契約者の戸籍上の配偶者
 - ②契約者の直系血族（親・子・祖父母・孫 等）
 - ③契約者の3親等内の血族（兄弟姉妹・おじ・おば・おい・めい）
 - ④契約者と同居または生計を一にしている契約者の3親等内の親族（配偶者の兄弟姉妹・おじ・おば・おい・めい 等）
- ※代理手続きの際にも、上記要件を満たしている必要があります。

※上記以外の方を指定される場合、または「請求書」に表示されている方とは別人を指定される場合には、担当の生涯設計デザイナーまたは第一生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

3 代理手続きを行う場合

代理手続きの必要が生じましたら、担当の生涯設計デザイナーまたは第一生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

詳しいご案内の後、代理手続きを行うにあたり必要な書類をお届けいたします。

※代理手続きを行う際には、契約者が意思表示できない状況であることを確認できる「診断書」などの書類を提出いただく必要があります。

4 代理することができるお手続き

保険契約者代理人は、契約者が行うお手続きを代理することができます。

ただし、代理できないお手続きもありますので、代理手続きの可否は保険契約者代理人によるお手続きの際にお問い合わせください。

代理できる お手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●解約 ●保険金額などの減額 ●住所・電話番号変更 ●保険料払込方法の変更 ●契約者が受取人となる満期保険金の請求 ●生存給付金の請求 等
代理できない お手続き	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者の変更 ●保険金などの受取人の変更 ●保険契約者代理人の変更 ●契約者と被保険者が同一人である場合における告知を要する手続き ●被保険者が受取人と定められた保険金などの請求（※） 等 <p>（※）指定代理請求特約が付加されている場合、指定代理請求人から請求いただけます。</p>



注意 保険契約者代理人に保険金や解約返還金などをお支払いした場合には、その後、契約者や別の代理人から同じ保険金や解約返還金などの請求を受けても、重複してはお支払いしません。

※この「保険契約者代理特約のご説明」は、2025年12月時点の保険契約者代理特約の概要を記載したものです。

※詳細は「保険契約者代理特約しおりおよび特約条項」をご確認ください。当社ホームページからも閲覧できます。